

一般社団法人 千葉市認知症介護指導者の会
第1期（令和2年11月期）
事業計画書

自 令和元年12月24日
至 令和2年11月30日

令和2年3月12日 設立総会 承認

1. 活動方針

設立初年度である今期（第1期）は、前身団体である任意団体千葉県認知症介護指導者の会において実績を積んできた「千葉県認知症介護実践者等養成事業」に関する取り組みを継続かつ適切に実施していくとともに、次期（第2期）に本格始動すべき取り組みについて、準備活動を入念に行っていく。

また、当法人として初となるセミナー開催（準備）や外部委員を招聘した事業にチャレンジするとともに、当法人がガバナンスの効いた組織運営を行っていくための基盤を整備し、次期（第2期）以降における当法人運営に必要な経験値の獲得ならびに体制基盤の確立を目指す。

2. 重点活動目標

- ① 先に向けて「**準備する**」 ② とにかく「**やってみる**」 ③ 全員参加運営に向け「**整える**」

3. 活動内容1 「重点活動目標」の達成を目指した活動

重点活動目標 ① 先に向けて「**準備する**」の達成を目指して

- (1) **支援専門職の知識・技術・意識等の習得及び向上に資する研修スクールの運営**【定款「事業」第4条第1項第3号】

① 「支援専門職 SCHOOL」開講に向けた取り組み

【所管】支援専門職 SCHOOL 運営部会

【活動目標】次期（第2期）における「支援専門職 SCHOOL」開講を目指し、徐々に準備を進める

【活動内容】ア. SCHOOL 運営体制の構築

イ. 単元・カリキュラム等の検討・策定

ウ. SCHOOL 開講に必要な器具什器等の選定

エ. SCHOOL 広報に関する事項への取り組み

※ ホームページ上の広報、広報チラシのデザインについては、介護・福祉のセミナー等で一般的に用いられるものから一線を画した斬新又はクリエイティブなものとなることを心掛ける

※ ホームページ上の広報等については、広報部と連携を図る

オ. 支援専門職 SCHOOL 会員規則（会費額含む）の作成

※ 部会長が中心となり、当法人会長と作成を進める

※ 規則の制定（理事会決議）は、次期（第2期）での SCHOOL 開講の目途が立った時期を目標とする

(2) 当法人の広報普及に関する取り組み

① 公式ホームページの開設

【所管】広報・IT 部会

【活動目標】今期（第1期）内に、当法人の公式ホームページを開設する。

【活動内容】ア. ホームページ作成サービス Jimdo（ジンドウ）を利用し、当法人公式ホームページを自社制作する。

イ. Facebook、Twitter、Instagram 等、SNS 機能の活用についても検討する。

重点活動目標 ② とにかく「**やってみる**」の達成を目指して

(3) 支援専門職並びに介護保険施設・事業所職員等の資質向上に資する研修、講演、シンポジウム、セミナー、イベント等の開催並びに講師又はアドバイザーの派遣に関する事【定款「事業」第4条第1項第4号】

① 千葉県介護人材確保対策事業実施事業者募集(千葉県介護人材確保対策事業費補助金のうち「介護人材キャリアアップ研修支援事業」)への申請による「設立1周年記念セミナー(介護従事者向け研修)」の開催準備

【所管】セミナー・イベント実行部会（事業者申請に関しては理事会所管）

【活動目標】次期（第2期）における当法人の「設立1周年記念セミナー（介護従事者向け研修）」の開催を目指し、徐々に準備を進める

【活動内容】ア. 企画の立案、会場確保、開催に必要な器具什器等の選定

イ. セミナー開催に関する広報への取り組み

※ 広報チラシのデザインについては、介護・福祉のセミナー等で一般的に用いられるものから一線を画した斬新又はクリエイティブなものとなることを心掛ける

※ ホームページ上の広報等については、広報部と連携を図る

ウ. 理事会において、千葉県介護人材確保対策事業実施事業者募集の申請を行う（アと同時進行）。

※ 当法人の事業年度終了は11月末のため、設立1周年記念セミナー（介護従事者向け研修）の開催は次期（第2期）とし、今期（第1期）は、申請ならびに開催準備のみとする。但し、令和3年3月31日までに開催する。

エ. 必要に応じ、企画立案、県申請について、当該県事業によるイベントの開催ならびに申請の経験者等を顧問として招き、必要な助言を行っていただく。

【参考】 [令和2年度千葉県介護人材確保対策事業実施事業者の募集](#)

(4) ■ 市民及び地域における市民生活の課題解決に寄与する事業【定款「事業」第4条第1項第10号】

■ 当法人の目的を達成するために関連する事業【定款「事業」第4条第1項第12号】

① 「－自分たちの「先」に備える－ 停電「前・時・後」対策・対応マニュアル」の策定

【所管】防災・減災等マニュアル策定部会

【活動目標】令和元年房総半島台風における停電被害の経験を踏まえ、要介護者が同居する市民・要介護者である市民ならびに介護保険事業者等が停電前・停電時・停電後に関する対策や対応に活用できるリーフレットとして、「－自分たちの「先」に備える－ 停電「前・時・後」対策・対応マニュアル」を制作する。

また、制作した当該マニュアルは、当法人ホームページ上から誰でも自由にダウンロード（無料）できるようにする。

【活動内容】ア. 防災・減災等マニュアル策定部会を設置し、当該部会において策定作業を進める。

イ. 当該部会には、停電被害時の経験等を有する外部委員も選任し、充実したマニュアル内容になるよう助言・意見等を行っていただき、策定作業に協力していただく。

重点活動目標 ③ 全員参加運営に向け「整える」の達成を目指して

(5) 当法人のガバナンス体制構築に関する取り組み

① 運営体制の基盤整備

【所管】理事会

【活動目標】Ⅰ. 当法人がガバナンスの効いた組織運営を行っていくため

Ⅱ. 理事をはじめとする各会員が自立的かつ自律的に本会運営や活動が行えるようにするため（組織のフラット化）

当法人の運営・各活動等の取り扱い基本および標準となる諸規程・規則等を整備する。

【活動内容】ア. 制定すべき諸規程・規則等の確認ならびに各理事において規程・規則案を作成

イ. 規程・規則案について、定例理事会ならびに臨時理事会にて検討ならびに決議

ウ. 社員総会において、制定された諸規程・規則等を報告

4. 活動内容2 重点活動目標の達成を目指した活動以外の活動

(1) 認知症介護実践研修等の企画・立案・講師並びに研修運営に関すること【定款「事業」第4条第1項第2号】

① 令和2年度千葉市認知症介護実践者等養成事業に関する取り組み（本事業の事業年度については、千葉市の会計年度（4月～翌3月）に併せるものとする。※当法人事業年度12月～翌11月）

【所管】千葉市認知症介護実践研修部会

【活動目標】令和2年度千葉市認知症介護実践者等養成事業における研修の質の担保、向上を図るとともに、適切かつ効果的な研修運営を図る。

【活動内容】ア. 認知症介護実践者研修・基礎研修の運営ならびに講師等を行う。

【担当：千葉市認知症介護実践研修部会「実践者研修・基礎研修委員会」】

イ. 認知症介護実践リーダー研修の運営ならびに講師等を行う。

【担当：千葉市認知症介護実践研修部会「実践リーダー研修委員会」】

ウ. 会議の開催（開催通知および議案書等の会議資料ならびに議事録の作成）

a. 全体会議

・ 令和1年度第1回 令和2年3月19日（木）「令和2年度各研修カリキュラム、研修目標の承認について」

・ 令和2年度第1回 令和2年4月中「令和2年度講義・演習担当及び研修に係わるその他担当の決定について」

※ 令和2年度第2回 令和3年1月下旬「令和3年度各研修カリキュラム、研修目標の承認について」

※ 令和2年度第3回 令和3年3月「令和3年度講義・演習担当及び研修に係わるその他担当の決定について」

b. 役員会議

・ 令和1年度第1回 令和2年3月19日（木）「令和2年度講義・演習担

当及び研修に係わるその他担当の原案作成」

※ 令和2年度第1回 令和3年2月「令和3年度講義・演習担当及び研修に係わるその他担当の原案作成」

c. 「実践者研修・基礎研修委員会」ならびに「実践リーダー研修委員会」

・ 令和2年度第1回 令和2年10月「令和3年度カリキュラム・研修目標等の原案作成（第1回）」

※ 令和2年度第2回 令和3年1月初旬「令和3年度カリキュラム・研修目標等の原案作成（第2回）」

Ⅰ. 受講生確保に向けた取り組み

a. 日程分散型の研修開催ならびに全日曜日（実践者研修）の研修開催

職員を研修に送り出すために、施設・事業所が勤務（シフト）を組みやすい（イコール職員を研修に参加させやすい）研修日程とする。

b. 「2020年度版認知症介護実践者等養成事業を知るガイドブック」の制作と受講生への配布

【ガイドブックの制作・担当：千葉市認知症介護実践研修部会「役員会」】

当該ガイドブックの制作・配布により、受講生の研修体系理解への浸透度ならびに更なるステップアップ（広報）への視覚的効果を図る。

又、受講生が同僚等に研修受講を勧める際の資料となればとのねらいもある。

c. 研修最終日での研修体系の説明（プレゼン・広報）

【担当：千葉市認知症介護実践研修部会「実践者研修・基礎研修委員会」／「実践リーダー研修委員会」】

実践者研修・実践リーダー研修の研修最終日に、前述のガイドブックを資料とした研修体系の説明を行う単元を設け、受講生のステップアップ（実践者研修→リーダー研修、リーダー研修→指導者養成研修）への意識向上を図る。

d. 当法人ホームページ等での研修開催の広報

【担当：広報・IT部会】

当法人ホームページが開設した場合は、ホームページ上にて研修開催の広報を行う。

又、Twitter等SNSを開始した場合は、そちらにおいても広報を行う。

Ⅱ. 新人指導者の育成

【担当：千葉市認知症介護実践研修部会「役員会」／「実践者研修・基礎研修委員会」】

a. インターンシップ計画の実施

インターンシップ計画書にもとづき、講師・ファシリテーターならびに研修運営、研修リーダー（進行）を行う上で必要なスキル等を身につけてもらう。

b. 新人指導者オリエンテーションと新人指導者研修の実施

新人指導者が研修事業に参加する前に、オリエンテーションならびに研修を実施し、千葉市研修事業に参画する上で必要な基礎知識を獲得してもらうとともに、ルール等を理解してもらう。

オ. 「研修事業等の運営に関するマニュアル」の改訂

【担当：千葉市認知症介護実践研修部会「役員会」】

当法人の前身団体である任意団体千葉市認知症介護指導者の会にて制作した当該マニュアルを引き継ぐとともに、不具合箇所の修正や追加事項等の加筆を行い、研修事業にまつわる各事項の手順等について最新のものを示し、当法人、千葉市(研修実施主体)、研修実施機関が効果的かつ効率的に研修事業を実施できるようにする。

尚、当該マニュアルの改訂については、令和3年3月末までに完了する。

(2) 千葉市指導者の認知症介護指導者としての資質の向上並びに個々人の認知症介護及び介護福祉の進展、増進に資する活動又は社会貢献活動等に対するサポート及び人的、物的支援に関すること【定款「事業」第4条第1項第1号】

① 正・準会員に向けての活動

【所管】理事会・事務局

【活動目標】正会員・準会員に対し「会員特典」の提供を行い、会員個々の資質の向上ならびに活動等の支援に寄与する

【活動内容】ア. 介護・福祉等に関する情報提供（メールにて直接発信）

イ. 企画書等の募集（発案企画の事業計画等への採用）※ 正会員のみ

ウ. 当法人ホームページにおける会員紹介（希望した場合）

エ. ※会員紹介を希望した場合：所属先ホームページのリンク先貼り付け（希望した場合）

オ. 会員個々人の認知症介護及び介護福祉の進展、増進に資する活動又は社会貢献活動等に関する当法人ホームページへの広告等の掲載

(3) 当法人の振興に関する取り組み

① 賛助会員の確保・拡大

【所管】理事会

【活動目標】当法人の事業を賛助する意向のある個人・団体を賛助会員として受け入れ、当法人の経営基盤の強化を図る。

【活動内容】ア. 賛助会員募集チラシの制作

イ. 募集チラシ設置の依頼

ウ. 当法人公式ホームページにおける広報

※広報部と連携を図る。

② 助成金・補助金等の活用に関する検討

【所管】理事会

【活動目標】当法人で実施する事業（活動）で活用できる助成金・補助金制度を検討する。

【活動内容】ア. 定例理事会ならびに臨時理事会における検討

イ. 助成金・補助金制度の有識者等を顧問として招き、必要な助言を行っていただく。

③ 研修・セミナー・イベント等の会場（常設）に関する検討

【所管】理事会

【活動目標】当法人で実施する研修・セミナー・イベント等で使用する常設の会場を検討する。

※ 常設会場については、参加者数に応じた会場候補をピックアップする。

【活動内容】定例理事会ならびに臨時理事会における検討

(4) 会 務

① 法人庶務

【所管】理事会・事務局

【活動内容】ア. 会議の開催（開催通知および会場設営）、議案書等の会議資料および議事録の作成

a. 定時社員総会

・ 第1期（令和2年11月期）第1回 令和2年3月19日（木）

※ 第2期（令和3年11月期）第1回 令和3年1月下旬

b. 定例理事会

・ 第1回 令和2年3月19日（木）

・ 第2回 令和2年4月17日（金）

・ 第3回以降 令和2年5月～11月迄、毎月1回開催

イ. 予算案の取りまとめ、予算執行に係る出納管理、決算処理

ウ. 会費の請求ならびに納付の管理

エ. 公式ホームページの管理

オ. 会員情報（入会、退会、会員種別の変更、再入会等）ならびに会員名簿の管理

カ. 公文書の発出処理・管理

キ. 行政及び関係機関、団体等との交渉・連携・情報交換

ク. その他の事務局運営事務の遂行

5. 「第1期(令和2年11月期)事業運営体制」

本事業計画の執行にあたり、当法人第1期（令和2年11月期）の事業運営体制は以下のとおりとする。

